



目次

- 市民農園利用者募集(2面)
- みんなの健康(3面)
- 市・県民税の申告と所得税などの確定申告(4面)
- 国民年金保険料口座振替とクレジットカード納付(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 国際交流フェスティバル(8面)



# 待望の新消防庁舎が完成

平成28年度から建設を進めてきた新消防庁舎が完成し、2月13日(火)に消防署および消防本部が移転します。新消防庁舎は、キャンプ座間一部返還跡地に開設し、1・3階が消防署、4階が消防本部になります。また、2階には防災展示コーナー、4階には救急講習室や多目的会議室など市民が防災普及啓発の目的で利用できるスペースも開設しました(市民スペースの利用は4月から)。

担当 消防総務課 ☎046(256)2211 ㊚046(256)2215

**新消防庁舎 相武台一丁目48番1号**

電話・ファクス番号の変更はありません。



**届出先の変更**

2月13日(火)から「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為届出書」「花火打上げ等届出書」「催物開催届出書」の届出先を消防管理課から予防課に変更します。



プロジェクションマッピングによる市内全図模型などを展示します。



消防管理課、警備課が所属します。

消防庁舎移転に伴い、2月12日(月)のご連絡は、東分署☎046(256)2400または北分署☎046(253)2166へお願いします。



屋内消火栓取扱訓練や避難器具取扱訓練、迷路体験訓練など幅広い訓練が可能です。消防庁舎から訓練の様子を見学することができます。



最大130人を収容できる多目的会議室です。可動間仕切りを使い、防災に関する講習会や会議などに使用できます。



「纏消」と書かれた1間の大扉を展示しています。



防災に関する啓発物やポスター作品の展示などに利用できます。



全38室の仮眠室は迅速な出動ができる設計です。

### 市民農園利用者募集

担当 農政課  
 ☎046(256)7601  
 FAX046(256)3550

市では、野菜・花作りなどの農業体験を通じて農業へ興味を持ってもらおうと、市内の農地を借り上げ、市民農園を開設しています。

○募集期間 2月1日(木)～13日(火)

○募集場所 ①座間第3市民農園(座間字清水1472-1外) ②栗原第3市民農園(栗原字小池東原1084-9外) ③入谷第1市民農園(入谷2丁目97) いずれも20区画程度(1世帯1区画まで、多数抽選)

※1区画①約60平方メートル ②③約30平方メートル。

○対象 市に住民登録を

しており、期間満了まで耕作できる方(利用期間中の方を除く)

※期間満了に伴う再申込可。

○利用期間 4月1日～平成33年2月28日

○利用料 1年につき①1万800円②③5400円

○申込方法 市役所4階農政課や各出張所で配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、2月13日(火)までに〒252-1856座間市役所農政課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

健康のために粗食や野菜中心の食生活を送り、栄養不足になってしまう高齢者がいます。

市では、健康を維持するための食生活について、管理栄養士や歯科衛生士から学ぶ全3回の講座を開催します(調理実習有り)。

○とき ①2月7日～21日毎週水曜日②3月7日(水)・14日(水)・23日(金) いずれも午後2時～4時(最終日は午前10時～午後2時)

○ところ ①立野台コミュニティセンター②東地区文化センター

○対象 65歳以上の市内在住者

○定員 15人(多数抽選)

○参加費 500円

○申込方法 ①1月30日②2月27日いずれも火曜日までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

健康のために粗食や野菜中心の食生活を送り、栄養不足になってしまう高齢者がいます。

市では、健康を維持するための食生活について、管理栄養士や歯科衛生士から学ぶ全3回の講座を開催します(調理実習有り)。

○とき ①2月7日～21日毎週水曜日②3月7日(水)・14日(水)・23日(金) いずれも午後2時～4時(最終日は午前10時～午後2時)

○ところ ①立野台コミュニティセンター②東地区文化センター

○対象 65歳以上の市内在住者

○定員 15人(多数抽選)

○参加費 500円

○申込方法 ①1月30日②2月27日いずれも火曜日までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

### シニアのための長寿食講座

担当 介護保険課  
 ☎046(256)7084  
 FAX046(256)8238

健康のために粗食や野菜中心の食生活を送り、栄養不足になってしまう高齢者がいます。

市では、健康を維持するための食生活について、管理栄養士や歯科衛生士から学ぶ全3回の講座を開催します(調理実習有り)。

○とき ①2月7日～21日毎週水曜日②3月7日(水)・14日(水)・23日(金) いずれも午後2時～4時(最終日は午前10時～午後2時)

○ところ ①立野台コミュニティセンター②東地区文化センター

○対象 65歳以上の市内在住者

○定員 15人(多数抽選)

○参加費 500円

○申込方法 ①1月30日②2月27日いずれも火曜日までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

健康のために粗食や野菜中心の食生活を送り、栄養不足になってしまう高齢者がいます。

市では、健康を維持するための食生活について、管理栄養士や歯科衛生士から学ぶ全3回の講座を開催します(調理実習有り)。

○とき ①2月7日～21日毎週水曜日②3月7日(水)・14日(水)・23日(金) いずれも午後2時～4時(最終日は午前10時～午後2時)

○ところ ①立野台コミュニティセンター②東地区文化センター

○対象 65歳以上の市内在住者

○定員 15人(多数抽選)

○参加費 500円

○申込方法 ①1月30日②2月27日いずれも火曜日までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

健康のために粗食や野菜中心の食生活を送り、栄養不足になってしまう高齢者がいます。

市では、健康を維持するための食生活について、管理栄養士や歯科衛生士から学ぶ全3回の講座を開催します(調理実習有り)。

○とき ①2月7日～21日毎週水曜日②3月7日(水)・14日(水)・23日(金) いずれも午後2時～4時(最終日は午前10時～午後2時)

○ところ ①立野台コミュニティセンター②東地区文化センター

○対象 65歳以上の市内在住者

○定員 15人(多数抽選)

○参加費 500円

○申込方法 ①1月30日②2月27日いずれも火曜日までに、電話、ファクスまたは直接担当へ

### シニアの運動教室 つきいち教室

担当 介護保険課  
 ☎046(256)7084  
 FAX046(256)8238

気軽に参加できる介護予防に役立つ運動や講話を行う「つきいち教室」は左表の通りです(上履き持参)。

○対象 おおむね65歳以上

○参加方法 当日直接会場へ

### 消防団小型動力ポンプ付積載車を更新

消防団第1分団第3部の小型動力ポンプ付積載車を1月7日に更新しました。更新車両は、電動でのポンプ積み下ろしやポンプを積載した状態での放水活動ができるため、消火活動の安全・迅速性が向上しました。また、車両後部がシャッタータイプとなり、防火衣・資器材積載スペースが充実され、災害活動だけでなく、火災予防・警戒活動などへの効果も期待しています。

担当 消防総務課  
 ☎046(256)2412 FAX046(256)2215



更新した車両

| とき       | ところ                            |
|----------|--------------------------------|
| 2月7日(水)  | 午後1時15分～2時45分 相武台コミュニティセンター    |
| 2月8日(木)  | 午前10時～11時30分 栗原コミュニティセンター      |
|          | 午後1時45分～3時15分 東建座間ハイツ集会室       |
| 2月13日(火) | 午前10時～11時30分 新田宿・四ツ谷コミュニティセンター |
|          | 午後1時45分～3時15分 立野台コミュニティセンター    |
| 2月20日(火) | 午前10時～11時30分 相模が丘コミュニティセンター    |
|          | 午後1時45分～3時15分 東原コミュニティセンター     |
| 2月23日(金) | 午前10時～11時30分 小松原コミュニティセンター     |
|          | 午後1時15分～2時45分 ひばりが丘コミュニティセンター  |

### 神奈川県障害者スポーツ大会

担当 障がい福祉課  
 ☎046(256)7978  
 FAX046(256)7043

横浜・川崎市を除く県内に在住、在学、通所、入所する13歳以上(4月1日現在)で障がいのある方を対象にスポーツ大会を開催します。

同大会では、「全国障害者スポーツ大会」に県代表として派遣する選手を選考します。

○申込方法 各申込期日までに電話、ファクスまたは直接担当へ

○申し込み 4月8日(日)

○ところ 湘南とうきゅうボウル

○申込期日 2月26日(月)

陸上競技会(知的障害者)

○申し込み 4月8日(日)

○ところ 湘南とうきゅうボウル

○申込期日 2月26日(月)

陸上競技会(身体障害者)

○申し込み 5月13日(日)

○ところ 担当へ確認

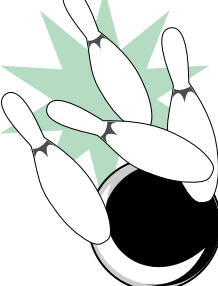
○申込期日 3月12日(月)

卓球・サウンドテーブルテニス競技会

○申し込み 6月10日(日)

○ところ 寒川総合体育館

○申込期日 4月23日(月)



アーチェリー競技会(身体障害者)

○申し込み 4月8日(日)

○ところ 神奈川県総合リハビリテーションセンター

○申込期日 2月26日(月)

水泳競技大会

○申し込み 7月8日(日)

○ところ さがみはらグリーンプール

○申込期日 5月14日(月)

墓参がより身近に、より便利になりました。 圏央道全線開通 交通のご案内

圏央道「相模原愛川IC」より約12分!  
 「相模原IC」より約15分!  
 「圏央厚木IC」より約17分!

相模メモリアルパーク  
 カーナビ搭載のカーナビの場合  
 ナビ 046-281-0419(管理事務所)と入力してください。

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

95万円(税別)より

年間管理料(別途)が安心価格の2,160円

公益法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375 〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2 石材センター 営業時間 8:30～17:00(水曜定休)

広告 相模の大地を望む緑の公園墓地 宗旨・宗派不問

おかげさまで 大好評 受付中

1.0㎡ 施工例

お手頃価格 墓地使用料 墓石工事代

95万円(税別)より

年間管理料(別途)が安心価格の2,160円

公益法人 相模メモリアルパーク ☎0120-000-375 〒243-0308 神奈川県愛甲郡愛川町三増109-2 石材センター 営業時間 8:30～17:00(水曜定休)



# みんなの健康



市マスコット  
キャラクター  
「ざまりん」

## 座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)  
※つながらない場合は☎03(5524)8500へ、  
聴覚障がい者は専用ファクス☎03(3562)8435へ  
(通話・通信料発信者負担)。  
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

### BCG接種

とき=2月8日(木)午後1時15分~2時15分受け付け(時間厳守) ところ=市民健康センター  
対象=平成29年7月生まれ(対象者には個別通知)と対象月に受けられなかった1歳未満児

### 育児相談

とき=2月16日(金)午前9時30分~10時30分受け付け ところ=市民健康センター 内容=身体測定、食事・育児相談 持ち物=母子健康手帳 参加方法=直接会場へ

### 4カ月児健康診査

とき=2月20日(火)午後0時30分~1時30分 ところ=市民健康センター 対象=平成29年10月生まれ

### 8~10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個別通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子

健康手帳を持参し受診してください。

### 1歳6カ月児健康診査

◆内科 とき=対象者に個別通知 ところ=指定医療機関 対象=平成28年7月生まれ  
◆歯科 とき=2月14日・21日いずれも水曜日午前9時30分~10時30分 ところ=市民健康センター 対象=平成28年6月生まれ

### 2歳児歯科健康診査

とき=2月28日(水)午後1時~2時受け付け ところ=市民健康センター 対象=平成28年1月生まれ 持ち物=個別通知に記載



### 3歳6カ月児健康診査

とき=2月6日(火)午後1時~2時 ところ=市民健康センター 対象=平成26年8月生まれ 持ち物=個別通知に記載

### ぱくぱく幼児食教室

とき=3月5日(月)午前10時~11時30分(受け付けは午前9時30分~9時50分) ところ=市民健康センター 内容=離乳食完了期の進め方について、離乳食の試食 対象=1歳~1歳3カ月児(第1子)とその保護者 定員=16人(申込順) 持ち物=母子健康手帳、手拭き、飲み物 申込方法=電話で担当へ



### 健康相談

とき=2月19日(月)午前9時30分~10時30分受け付け ところ=市民健康センター 内容=尿検査、身体・血圧・体脂肪測定、健康相談、禁煙相談(1カ月以内に禁煙を始めたい方。要予約) 持ち物=健康手帳 参加方法=直接会場へ



## 乳・子宮がん施設検診はお早目に

市では、2月28日(水)まで①乳がん施設検診②子宮がん施設検診を実施しています。  
○対象 平成29年4月1日現在で①30歳以上の女性②20歳以上の女性  
○受診料 ①700円②▽子宮けい部のみ=1,700円▽子宮けい部と子宮体部=2,500円  
○受診方法 平成29年5月に送付した受診確認票を指定医療機関へ持参(指定医療機関については、本紙平成29年7月15日号参照)  
※後期高齢者医療制度加入者は、受診料が免除されるので、指定医療機関で医療証を提示してください。  
※市民税非課税世帯の方は、受診前に担当へご連絡ください。

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

## 救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

### ◆休日(日曜日・祝日)昼間

| 診療科目         | 電話番号          | 診療場所                             | 受付時間                   |
|--------------|---------------|----------------------------------|------------------------|
| 内科・外科        | ☎046(252)9090 | 休日急患センター                         | 午前9時~11時45分、午後2時~4時45分 |
| 歯科           | ☎046(252)8217 | (市民健康センター1階)                     | 午前9時~11時45分、午後2時~4時30分 |
| 耳鼻咽喉科・婦人科・眼科 |               | 消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。 | 午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)  |
| 小児科(外科系を除く)  | ☎046(255)9933 | 休日急患センター(市民健康センター1階)             | 午前9時~11時45分、午後2時~4時45分 |

### ◆夜間

| 診療科目        | 電話番号          | 診療場所                             | 受付時間                                            |
|-------------|---------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|
| 内科          | ☎046(252)9090 | 休日急患センター(市民健康センター1階)             | 月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分<br>土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分 |
| 外科          |               | 消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。 | 午後6時~10時(診療時間)                                  |
| 小児科(外科系を除く) | ☎046(255)9933 | 休日急患センター(市民健康センター1階)             | 月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分<br>土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分 |

### ◆深夜

| 診療科目        | 診療場所                             | 受付時間                     |
|-------------|----------------------------------|--------------------------|
| 内科・外科       | 消防テレホンサービス☎046(251)0119でご確認ください。 | 午後10時~翌日午前8時             |
| 小児科(外科系を除く) | 小児救急情報センター☎046(255)9933でご確認ください。 | 午後10時~翌日午前7時(重病の場合は午前8時) |

※聴覚障がいのある方の問い合わせ先 ☎119  
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。  
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。  
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違のないようご注意ください。

## 在宅医療廃棄物の取り扱い

燃えるごみや燃えないごみの中に注射針などが混入していると、収集・選別作業をする清掃作業員にとって大変危険です。自宅で使用した在宅医療廃棄物を排出する際は、必ず排出区分を守ってください。詳しくは、担当へお問い合わせください。

### 主な在宅医療廃棄物と排出区分

| 品名                       | 排出区分                         |
|--------------------------|------------------------------|
| 注射器、注射針、点滴針、不要になった液体の薬品類 | 排出禁止<br>※購入した医療機関などにご相談ください。 |
| チューブ、点滴バッグなど             | 燃えるごみ                        |
| 薬品の空き瓶、薬品の空き缶など          | 燃えないごみ                       |

担当 資源対策課 ☎046(252)7985 ☎046(252)7616

## 広告

### 2/10 一般社団法人市民講座運営委員会主催 2/12 屋根・外壁塗り替えセミナーのお知らせ

一般社団法人市民講座運営委員会は、正しい知識や情報を提供して消費者の豊かな生活を実現するために設立された非営利団体で、全国で年間400回以上の市民講座を開催しています。今回の「屋根・外壁塗り替えセミナー」では、一級塗装技能士が解説するスクリーン映像を使い、塗装の正しい知識を分かりやすくお伝えします。

日時 2月10日(土)・12日(月)  
10:00~12:00(受付 9:45~)  
場所 サニープレイス座間  
(10日)2階会議室(12日)3階講習室  
(座間市緑ヶ丘1-2-1)  
内容 屋根・外壁塗り替えセミナー  
定員 各20人 参加費 無料  
申込方法 参加申込は電話で(一社)市民講座運営委員会  
☎0120-689-419(9:00~18:00)へ

| 会場名                 | 日時                      |
|---------------------|-------------------------|
| サニープレイス座間<br>2階 会議室 | 2月10日(土)<br>10:00~12:00 |
| サニープレイス座間<br>3階 講習室 | 2月12日(月)<br>10:00~12:00 |



参加費  
無料

主催 (一社)市民講座運営委員会 | 東京都千代田区富士見1-6-10F 協賛 プロタイムズ大和店 (株)ウスイ建築 | 神奈川県大和市下鶴間2791-15

# 「市・県民税の申告」と「所得税などの確定申告」

市では、市・県民税申告の受け付けを実施しています。また、2月16日(金)～3月15日(木)に所得税および復興特別所得税確定申告の受け付けを実施します。

担当 市民税課 ☎046(2552)8833 ☎046(2552)2510

## 市・県民税の申告

前年の状況から申告が必要と思われる方へ、1月中旬に市・県民税の申告書を郵送しました。申告書が届いた方は、収入の有無にかかわらず提出してください。

- 申告をしないと、国民健康保険税や幼稚園・高等学校授業料負担などが軽減されなかったり、児童扶養手当などが受給できなかったりする場合があります。
- ただし、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する場合は不要です。

### 市・県民税の申告が必要な方

- 給与以外に不動産・配当・雑所得や年金などの、各種所得があり、所得税がかからない方
- 勤務先から座間市に給与支払報告書の提出がない給与所得者
- 給与所得以外の所得合計額が20万円以下の給与所得者
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外に20万円以下の所得(農業・不動産・一時所得など)がある方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けており、確定申告の必要がない方
- 前年に退職し、再就職しておらず、確定申告をしていない方
- 雑損(火災、盗難など)、医療費、生命保険料などの控除を受ける方
- 前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年齢に関係なく年間の所得が38万円以下)になっていない方
- 市外在住者の扶養親族で前年に収入がない方
- 国民健康保険に加入する前年に収入がない方
- ※以上のいずれかに該当する方で申告書が届かない方

## 市・県民税の申告方法

### 必要なもの

- 申告書と印(認め印可)
- マイナンバー(個人番号)の分かるもの、身元確認書類(運転免許証の写しなど)
- 収入を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
- 生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書
- 社会保険料(国民健康保険税など)の支払領収書(国民年金保険料は控除証明書など)
- 障害者控除を受ける場合は身体障害者手帳、療育手帳など

### 提出方法

午前8時30分～午後5時15分に市役所2階市民税課へ持参または〒25218566座間市役所市民税課宛てに郵送してください。

## 所得税および復興特別所得税の確定申告

所得税、復興特別所得税の確定申告をする方は、大和税務署、市役所2階市民税課、各出張所で配布する確定申告書(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロード可)に必要事項を明記し提出してください。

また、平成29年分の確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。申告書を提出する際にマイナンバーおよび本人確認を行いますので、マイナンバーの分かるものおよび身元確認書類の提示または写しの添付が必要(自宅でe-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))から電子申告する場合は不要)です。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

## 大和税務署での確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

平成29年分の①所得税および復興特別所得税②贈与税③個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

い合わせください。

○とき 2月16日(金)～3月15日(木)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分

## e-Tax.jpの電子申告

自宅のパソコンなどを利用して、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))から電子申告ができます。

e-Taxの利用には、ICカードリーダーライタの

○定員 1日120人

○持ち物 マイナンバーの分かるもの、身元確認書類、源泉徴収票、各種控除証明書、医療費の領収書、銀行口座番号(本人名義)が分かるもの、印、前年分の確定申告書の控えなど

○予約方法 2月2日(金)～3月15日(木)午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)に予約専用ダイヤル☎046(252)8830へ(予約期間外不通)

○住所 〒24218567大和市中5-14-22

○電話 ☎046(262)9411

※車での来署はご遠慮ください。

## 市役所での確定申告

平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出方法は、次の通りです。

○とき 2月16日(金)～3月15日(木)午前9時～午後5時15分(土曜・日曜日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

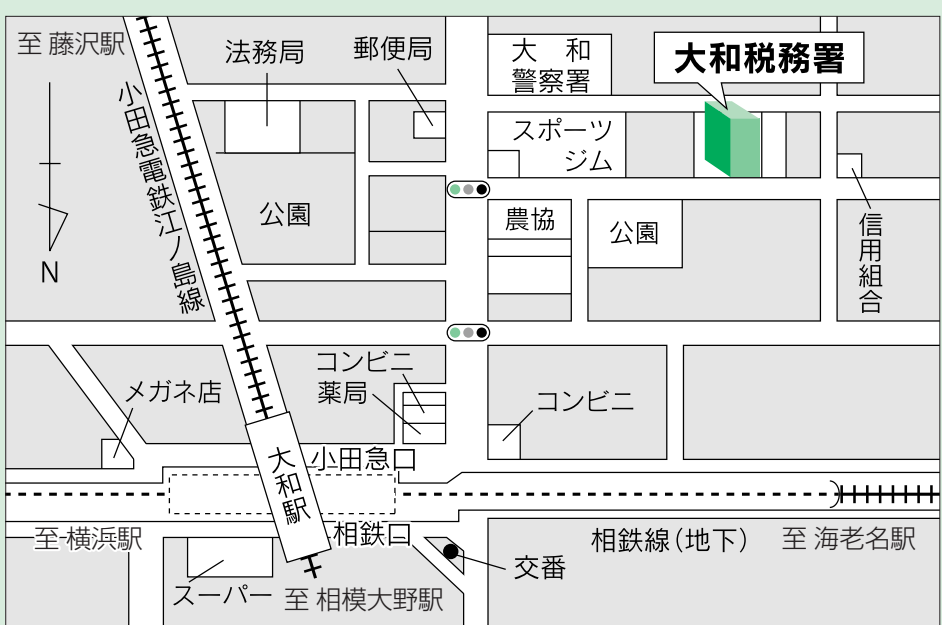
○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)

○ところ 市役所5階5-1会議室(正午～午後1時と午後3時30分以降は市役所2階市民税課)



**大和税務署**

住所 〒24218567大和市中5-14-22

電話 ☎046(262)9411

※車での来署はご遠慮ください。

## 重度障害者介護手当の申請

次の要件を全て満たす方を対象に、市重度障害者介護手当を支給します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

### 被保険者要件

|      |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害要件 | 平成29年4月1日から起算して11カ月以上継続して、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方<br>(1) 障害等級1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの方<br>(2) 障害等級A1・A2の療育手帳をお持ちの方<br>(3) 知的障害者更生相談所において、知能指数35以下と判定された方                                                                                                               |
| 在住要件 | 平成30年3月1日までに継続して1年以上市内に在住する方                                                                                                                                                                                                                                  |
| 在宅要件 | 次の(1)～(5)を除く、他の人の介添え無く食事、着脱衣、排泄などが困難な、ほぼ寝たきりの在宅者<br>(1) 障害児者施設など(作業所含む)に入所・通所(年間7日以内の短期入所の利用を除く)している<br>(2) グループホーム、ケアホーム、生活ホーム、老人ホームなどに入居している<br>(3) 通勤、通学、通園している<br>(4) 平成29年4月1日～平成30年3月1日の間に、医療機関に通算して91日以上入院歴がある<br>(5) 障害福祉サービス、地域生活支援事業、介護保険サービスを受けている |
| 年齢要件 | 平成29年4月1日時点で、3歳以上65歳未満の方                                                                                                                                                                                                                                      |

### 介護者要件

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 在住要件 | 平成30年3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方                                     |
| 在宅要件 | 平成30年3月1日まで被介護者と1年以上同居し、11カ月以上常時介護している方、就労(アルバイト、パートを含む)をしていない方 |

○支給額 年額10万円

○受付期間 2月28日(水)までに身体障害者手帳、療育手帳または判定書を担当へ持参

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043

## 国民年金保険料の口座振替とクレジットカード納付

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

国民年金保険料の納付には、納め忘れがなく、金融機関などへ行く手間が省ける、口座振替とクレジットカード納付が利用できます。

前納利用者には、表1の割引制度があります。4月分からの半年・1年・2年前納は2月28日(水)まで、10月分からの半年前納は8月31日(金)までにお申し込みください。

金融機関で配布する申込書(日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロード可)に必要事項を記入し、厚木年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、金融機関へ直接提出してください。

表1 納付方法と割引制度(平成29年度参考)

| 納付方法       | 振替期日 | 割引額      |         |
|------------|------|----------|---------|
| 口座振替       | 毎月納付 | 翌月末      | なし      |
|            | 早割納付 | 当月末      | 毎月50円   |
|            | 半年前納 | 4月・10月末日 | 1,120円  |
|            | 1年前納 | 4月末日     | 4,150円  |
|            | 2年前納 |          | 15,640円 |
| クレジットカード納付 | 毎月納付 | 当月末      | なし      |
|            | 半年前納 | 4月・10月末日 | 800円    |
|            | 1年前納 | 4月末日     | 3,510円  |
|            | 2年前納 |          | 14,400円 |

事項を記入し、年金事務所宛てに郵送または直接提出するか、担当へ直接提出してください。

国民健康保険法などの一部改正に伴い、4月から都道府県が市町村とともに保険者になります。安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保し、国民健康保険制度の安定化を図ります。

町村で被保険者証などの差し替えが必要で、高額療養費制度も一部変更となり、同じ都道府県内で住所を異動した場合でも、世帯の継続性が保たれている場合は、多数回該当に係る該当回数を引き継ぐことが可能となります。なお、国民健康保険に係る各種手続きは、これまで通り市町村で行ってください。

## 4月から国民健康保険制度が変わります

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

平成28年8月1日～平成29年7月31日に、世帯合算で医療保険と介護サービス費用の合計が、自己負担限度額を超えた場合、その超過した額を支給します(高額療養費、高額介護サービス費給付分を除く)。自己負担限度額の超過分は、合算対象額の合計が表2「自己負担限度額」の対象となる方には3～7

医療・介護費の負担軽減「高額介護合算療養費」

担当 国民健康保険について 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

介護保険について 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238

後期高齢者医療制度について 医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

表2 自己負担限度額

| 70歳未満の方      |                 | 70歳以上の方                                                                                                                                                                                     |        |           |        |               |        |              |  |              |  |
|--------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|--------|---------------|--------|--------------|--|--------------|--|
| 所得区分         | 基準額             | 所得区分                                                                                                                                                                                        | 基準額    |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 被用者保険        | 標準報酬月額83万円以上    | 現役並み所得者・上位所得者                                                                                                                                                                               | 67万円   |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 国民健康保険       | 901万円超          | 一般所得者(住民税課税世帯)                                                                                                                                                                              | 56万円   |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 被用者保険        | 標準報酬月額53万円～79万円 | 世帯全員が住民税非課税世帯                                                                                                                                                                               | 31万円   |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 国民健康保険       | 600万円超901万円以下   | 世帯全員が住民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円の方(年金収入は控除額を80万円として計算)                                                                                                                                             | 19万円※  |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 被用者保険        | 標準報酬月額28万円～50万円 | ※介護サービス利用者が世帯に複数いる場合31万円                                                                                                                                                                    |        |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 国民健康保険       | 210万円超600万円以下   | 合算対象額                                                                                                                                                                                       |        |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 被用者保険        | 標準報酬月額26万円以下    | 自己負担額合計                                                                                                                                                                                     |        |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 国民健康保険       | 210万円以下         | <table border="1"> <tr> <td>高額療養費給付済額</td> <td>合算対象額A</td> <td>高額介護サービス費給付済額</td> <td>合算対象額B</td> </tr> <tr> <td>医療で支払った自己負担額</td> <td></td> <td>介護で支払った自己負担額</td> <td></td> </tr> </table> |        | 高額療養費給付済額 | 合算対象額A | 高額介護サービス費給付済額 | 合算対象額B | 医療で支払った自己負担額 |  | 介護で支払った自己負担額 |  |
| 高額療養費給付済額    | 合算対象額A          | 高額介護サービス費給付済額                                                                                                                                                                               | 合算対象額B |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 医療で支払った自己負担額 |                 | 介護で支払った自己負担額                                                                                                                                                                                |        |           |        |               |        |              |  |              |  |
| 住民税非課税世帯     | 34万円            |                                                                                                                                                                                             |        |           |        |               |        |              |  |              |  |

※未申告の場合は901万円超とみなされます。

月に申請案内を送付します。会社などの保険加入者(被用者保険)に加入する対象者は、各医療保険に申請してください。自己負担額証明書が必要な方は、介護保険課へお問い合わせください。

申請時の持ち物

マイナンバー(個人番号)の分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印、振込先が確認できるものを持参してください。なお、代理人が申請する場合は、代理人の写真付き身分証明書を持参してください。





座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号（郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます）  
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550 URL <http://www.city.zama.kanagawa.jp/> <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>  
 ◆開庁時間 月曜～金曜日（祝・休日と年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分  
 ※第2・第4土曜日の午前中も一部業務を行っています。  
 問い合わせは、特に記載がなければ、開庁時間内をお願いします。

座間市ホームページ

検索



## 国際交流フェスティバル みんなで遊ぼう！世界の仲間と

市では、市民と外国籍の方の交流を目的として、民族音楽・舞踊や世界の遊びを楽しむ「座間市国際交流フェスティバル2018」を開催します。外国籍の方などをお誘いの上ご参加ください。

- とき 3月4日（日）午後1時30分～4時30分
- ところ サニープレイス座間（総合福祉センター）
- 参加費 無料
- 申込方法 2月21日（水）までに、市役所3階渉外課などで配布する申込用紙（市国際交流協会ホームページ（<https://zamainternationalassociation.jimdo.com/>）からダウンロード可）に必要事項を明記し、電話、ファクス、電子メール（z.i.a.040501@kdr.biglobe.ne.jp）または直接問い合わせ先へ
- 問い合わせ先 市国際交流協会事務局（座間2-2887-2）☎046(251)9000 ☎046(206)6493（受け付けは月曜・水曜・金曜日午前9時～午後4時）

### 出演者募集

民族音楽・舞踊などを披露する方を募集しています（1団体10～15分）。

- 申込方法 2月14日（水）までに電話、ファクス、電子メールまたは直接問い合わせ先へ

担当 渉外課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

## 現代美術展

### 思い出ばなし／アルバムをめくれば

市では、新しい表現の美術作品に触れてもらおうと現代美術展を開催します。

今回は、平成25年に開催した第1回現代美術展で作品展示を行った加藤千晶さんと坂内直美さんが、絵画とテキスタイル（織物）で思い出の写真を表現します。

- とき 2月21日（水）～28日（水）午前9時30分～午後5時（最終日は午後4時まで）

○ところ ハーモニーホール座間（市民文化会館）ギャラリー

○入場 自由

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311



出展者の作品

### 子育て応援セミナー

## 「働くママと家族がハッピーに！」 ～仕事も子育ても大切にしたいあなたへ～

市では、株式会社ウェルネスライフサポート研究所代表の加倉井さおりさんを講師に招き、少子化対策を目的とした子育て応援セミナーを開催します。

同セミナーでは、仕事と育児の両立に向けて参加者同士が悩みなどを共有し、折れない心の作り方、キャリアビジョンの描き方などを学びます。

- とき 3月4日（日）午後2時～4時（午後1時30分受付開始）

○ところ ハーモニーホール座間2階大会議室

○定員 30人（申込順）

○保育 有り（事前申込）

○参加費 無料

○申込方法 2月23日（金）までに、電話、ファクスまたは直接担当へ



加倉井さおりさん

担当 子ども政策課 ☎046(252)8025 ☎046(255)5080

### 市民とともにつくるまち

## 多国籍親子支援事業 Tomodachi Salon（トモダチサロン）

市とアクティブ・ママでは、相互提案型協働事業として、日本人親子と外国籍親子の交流を目的とした「国際交流サロン」を開催しています。

今回は、タイ国籍の母親が、母国のあいさつ、文化などを紹介します。

- とき 2月13日（火）午前10時～正午
- ところ 市民健康センター1階 多目的室
- 対象 市内在住の外国籍・日本人親子（親のみの参加可）
- 参加費 無料
- 参加方法 当日直接会場へ
- 問い合わせ先 アクティブ・ママ ☎070(1489)9573

担当 渉外課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

### ロビーコンサート

## バレンタイン～フルーツと チェロとピアノで届ける音のブーケ～

市では、来庁者の皆さんに気軽に音楽を楽しんでもらおうと、毎月第2水曜日に「ロビーコンサート」を開催しています。

- とき 2月14日（水）午後0時30分～0時50分
- ところ 市役所1階市民サロン
- 演奏者 菅博子さん（フルート）、逢坂美穂（チェロ）、村上友季子（ピアノ）
- 曲目 ゴーベール作曲「ロマンティックな小品」他
- 入場 自由

担当 生涯学習課 ☎046(252)8476 ☎046(252)4311

### 人権啓発講座

## わかりやすい成年後見制度の基礎知識 ～市民後見人養成開始への期待～

市では、判断能力が十分でない方の権利を守る市民後見制度の開始に合わせて、現在存在する成年後見制度を学ぶ講座を開催します（手話通訳、要約筆記有り）。

- とき 2月19日（月）午後2時30分～4時30分（午後2時開場）
- ところ ハーモニーホール座間小ホール
- 講師 神奈川県弁護士会会長 延命政之さん
- 定員 300人（申込順）
- 参加費 無料
- 申込方法 2月13日（火）までに市役所1階福祉長寿課などで配布する申込書に必要事項を明記し、電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 ☎046(252)8238

### こんにちは赤ちゃん写真募集

本紙3～5月号に掲載する赤ちゃんの写真を集めます（多数抽選）。

- 申込方法 カラー写真の裏面に保護者の住所・氏名・電話番号、赤ちゃんの氏名（ふりがな）・生年月日を明記し、2月16日（金）までに〒252-8566座間市役所市政戦略課宛てに郵送（当日消印有効）または持参

担当 市政戦略課 ☎046(252)8321 ☎046(255)5090

## 希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684（市政戦略課）

○届かない場合（株）神奈川新聞総合サービス ☎0120(111)429（無料）